

別表

確認検査料金表

JCIA 日本建築検査協会株式会社

別表第1 建築物申請基本手数料

確認の申請手数料は、申請1件につき、当該建築（新築、増築、改築、移転）及び大規模の修繕もしくは模様替え、ならびに用途変更に係る申請床面積の合計及び建築物の主要用途により算定する確認手数料（基本）と、計画の特性による加算手数料を合算し、算定する。

床面積	確認手数料（円）	中間検査手数料（円）	完了検査手数料（円）
0～100㎡以内	¥45,000	¥45,000	¥55,000
100超～200㎡以内	¥55,000	¥55,000	¥65,000
200超～500㎡以内	¥90,000	¥70,000	¥85,000
500超～1,000㎡以内	¥140,000	¥120,000	¥140,000
1,000超～2,000㎡以内	¥200,000	¥170,000	¥190,000
2,000超～3,000㎡以内	¥280,000	¥200,000	¥230,000
3,000超～4,000㎡以内	¥330,000	¥220,000	¥260,000
4,000超～5,000㎡以内	¥370,000	¥240,000	¥290,000
5,000超～6,000㎡以内	¥430,000	¥260,000	¥320,000
6,000超～8,000㎡以内	¥480,000	¥280,000	¥350,000
8,000超～10,000㎡以内	¥520,000	¥300,000	¥400,000
10,000超～20,000㎡以内	¥620,000	¥330,000	¥460,000
20,000超～30,000㎡以内	¥720,000	¥380,000	¥520,000
30,000超～40,000㎡以内	¥800,000	¥450,000	¥600,000
40,000超～50,000㎡以内	¥900,000	¥500,000	¥700,000
50,000超～100,000㎡以内	¥1,250,000	¥700,000	¥800,000
100,000超～200,000㎡以内	¥1,700,000	¥1,000,000	¥1,200,000
200,000㎡超	¥2,200,000	¥1,250,000	¥1,600,000

別表第2 建築物申請基本手数料

（法第6条の4による確認の特例有の建築物）

床面積	確認手数料（円）	中間検査手数料（円）	完了検査手数料（円）
0～100㎡以内	¥35,000	¥35,000	¥45,000
100超～200㎡以内	¥45,000	¥45,000	¥55,000
200超～500㎡以内	¥65,000	¥50,000	¥60,000

※床面積500㎡超の床面積は別表第1による。

※構造計算書付建物は、20,000円の加算とする。

※用途変更、大規模の修繕及び模様替の対象面積は、当該計画に係る部分の床面積と審査を必要とする他の部分の合算した面積による。
 ※200㎡以下の建築物で、構造計算書付のものは、構造審査追加手数料として、1棟ごとに20,000円を加算する。
 ※別棟増築の場合の対象面積は、別棟の面積により算定する。
 ※一体増築の場合、増築部分の面積と既存部分の延べ床面積の1/2を合算したものを、対象面積として算定する。
 ただし、既存部分に構造遮りがある場合は、当該増築部分と既存部分の延べ床面積の合算したものを対象面積とする。

■計画変更確認申請手数料

- 1) 計画変更確認申請手数料は、当該変更に係る部分の床面積の1/2の床面積による。
- 2) 計画変更に伴い、新たに審査を要する部分が発生した場合、その部分の床面積も合算とする。
- 3) 面積区画の変更の場合は、区画の最大部分の床面積の1/2を対象面積とする。
- 4) 構造強度に係る審査を要する場合は、上記で算出した手数料に、確認手数料（基本）×50%を合算したものとす。

■中間検査手数料の加算

- ①他社から確認済証の交付を受けている場合は、上記金額に確認申請手数料の70%を合算した額とする。

■完了検査手数料の加算

- 1) 他社から確認済証の交付を受けている場合は、上記金額に確認申請手数料の70%を合算した額とする。（JCIAにて中間検査を受けた場合を除く）
 - 2) 建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物で
 - ①省エネ適合判定をJCIAで受けているもの：完了検査手数料（基本）×20%を加算する。
 - ②省エネ適合判定を他社から受けているもの：完了検査手数料（基本）×40%を加算する。
 - 3) 追加説明書の審査手数料：別途に審査を要する場合は、計画変更手数料の算定に準拠する。
 - 4) 再検査手数料：再検査を行うこととなる場合は、完了検査手数料（基本）×50%とする。
- ※JCIAが仮使用認定を行った建築物は、検査対象面積（全体から仮使用部分面積を除いたもの）による手数料とする。

■加算手数料

※天空率の審査を要する場合は、申請に係る延べ床面積の確認基本手数料×10%を加算する。
※免震構造の審査を要する場合は、当該建物の延べ床面積の確認基本手数料×10%を加算する。(大臣認定を除く)
※限界耐力計算を要する場合は、当該建物の延べ床面積の確認基本手数料×10%を加算する。(大臣認定を除く)
※特定天井の場合は、特定天井部分の水平投影面積の合計に係る確認基本手数料×20%を加算する。(特定天井の適判対象物件のみ)

■構造計算を行った棟数が2以上の構造強度に係る審査の加算手数料

審査	加算手数料(円)
一式	40,000 × 2棟目以降の棟数
※構造計算を行う棟数が2以上の申請の場合	
※棟毎の床面積が200㎡を超える棟に限る	

■木造の混構造で別途計算書が必要となる場合の加算手数料

審査	加算手数料(円)
一式	追加された計算書の数×20,000円を加算する。

■構造計算適合性判定図書との整合性審査の加算手数料

整合性審査	加算手数料(円)
一式	¥10,000
※構造上の棟毎に適用	

■検証法の審査の加算手数料

対象部分の床面積	階避難安全検証法及び 区画避難安全検証法	全館避難安全検証法	耐火性能検証法	防火区画検証法
0~200㎡以内	¥30,000	¥45,000	¥45,000	¥45,000
200超~2,000㎡以内	¥40,000	¥60,000	¥60,000	¥60,000
2,000超~10,000㎡以内	¥80,000	¥120,000	¥120,000	¥120,000
10,000超~50,000㎡以内	¥120,000	¥180,000	¥180,000	¥180,000
50,000㎡超	¥180,000	¥270,000	¥270,000	¥270,000
※検証法における計画変更手数料				
・検証法における計画変更申請手数料は、当該変更に係る部分の1/2の床面積による				
・計画変更で新たに検証法を行った場合は、1/2の床面積を適応しない。				
・大臣認定を除く。				

■電子申請及びBIM申請の審査の加算手数料

確認申請1件につき、別表第1又は別表第2の床面積に応じた確認手数料の5%を減額します。
電子申請及びBIM申請による手続きが行われた場合において、消防同意に必要な図書類をJCIAが紙面に出力する場合は、下記料金を加算します。

1申請当りの紙出力頁数 (1部当り)	加算手数料(円)	
	2部以下	3部
1~30頁以内	¥1,000	¥1,500
30超~60頁以内	¥2,000	¥3,000
60超~100頁以内	¥3,000	¥4,000
100超~200頁以内	¥4,000	¥5,000
200超~500頁以内	¥6,000	¥8,000
500頁超~	¥8,000	¥12,000

別表第3 構造計算ルート2 加算手数料

床面積	加算手数料(円)
500㎡以内	¥80,000
1,000㎡以内	¥130,000
1,000超~2,000㎡以内	¥160,000
2,000超~10,000㎡以内	¥200,000
10,000超~50,000㎡以内	¥250,000
50,000㎡超~	¥400,000
・構造上の棟毎に適用	

■軽微変更手数料

軽微変更の報告毎に¥7,000を加算する。(中間検査・完了検査・確認等の申請手数料と合わせてのご請求となります)
※軽微変更の手続きは1報告毎に手数料が生じますので、中間・完了検査前にできる限りまとめて手続きするようにお願いします。

別表第4 建築設備申請基本手数料

	確認手数料 (円)	計画変更手数料 (円)	完了検査手数料 (円)
昇降機 (エレベーター、エスカレーター)	¥25,000	¥20,000	¥30,000
ホームエレベーター 段差解消機	¥15,000	¥15,000	¥25,000
小荷物専用昇降機	¥15,000	¥10,000	¥20,000

※他機関で確認を受けた昇降機等の中間検査及び完了検査の手数料は、弊社で検査を受ける検査手数料の20%分を加算した金額とする

別表第5 工作物申請基本手数料

(1) 指定工作物

※付属：建築物の確認申請をJCIAにしているもの

(令138条第1項)

① 高さが6mを超える煙突

高さ	確認手数料		検査手数料	
	単独	付属	単独	付属
6超～10m以内	¥45,000	¥30,000	¥45,000	¥30,000
10m超	¥60,000	¥45,000	¥60,000	¥45,000

② 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等

高さ	確認手数料		検査手数料	
	単独	付属	単独	付属
15超～25m以内	¥45,000	¥30,000	¥45,000	¥30,000
25m超	¥60,000	¥45,000	¥60,000	¥45,000

③ 高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等

高さ	確認手数料		検査手数料	
	単独	付属	単独	付属
4超～14m以内	¥45,000	¥30,000	¥45,000	¥30,000
14m超	¥60,000	¥45,000	¥60,000	¥45,000

④ 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔等

高さ	確認手数料		検査手数料	
	単独	付属	単独	付属
8超～10m以内	¥45,000	¥30,000	¥45,000	¥30,000
10m超	¥60,000	¥45,000	¥60,000	¥45,000

⑤ 高さが2mを超える擁壁

高さ	確認手数料		検査手数料	
	単独	付属	単独	付属
2超～5m以内	¥45,000	¥30,000	¥45,000	¥30,000
5m超	¥60,000	¥45,000	¥60,000	¥45,000

(2) 指定工作物以外

(令138条第2項)

① 観光用乗用エレベーター

※「昇降機 確認手数料」の「エレベーター」の料金を適用する。

別表第6 仮使用認定手数料

仮使用認定の手数料は、仮使用の認定に係る部分の合計により算定する。

① J C I Aにて確認済証の交付を受けている場合

仮使用床面積	確認手数料 (円)	備考
0~100㎡以内	¥55,000	※仮使用認定に係る部分に「避難安全検証法等の審査」を要する場合は、左記により算定した額に、当該審査手数料を加算する。 ※あらかじめ検討により、工事の進捗に応じた現場検査が含まれる場合は、左記により算定した額に、(現場確認回数-1)×30,000円の額を加算する。 ※建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物の仮使用認定は、算出した額に、「建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の加算」の適用した額を加算する。(完了検査手数料×20%) この時、「検査対象面積」を「仮使用対象部分」と読み替える。
100超~200㎡以内	¥65,000	
200超~500㎡以内	¥95,000	
500超~1,000㎡以内	¥140,000	
1,000超~2,000㎡以内	¥185,000	
2,000超~3,000㎡以内	¥250,000	
3,000超~4,000㎡以内	¥275,000	
4,000超~5,000㎡以内	¥300,000	
5,000超~7,000㎡以内	¥330,000	
7,000超~10,000㎡以内	¥385,000	
10,000超~20,000㎡以内	¥450,000	
20,000超~30,000㎡以内	¥525,000	
30,000超~40,000㎡以内	¥615,000	
40,000超~50,000㎡以内	¥700,000	
50,000超~100,000㎡以内	¥880,000	
100,000超~200,000㎡以内	¥1,300,000	
200,000㎡超	¥1,750,000	

② J C I Aにて確認済証又は中間検査合格証の交付を受けていない場合

①より算出した手数料に、確認手数料(基本)×70%の額との合算

■仮使用計画認定後の計画の変更

- 認定後、計画の変更により、仮使用認定を再度行う場合は、新たに認定するものとして、「仮使用認定手数料」の規定を適用する。
ただし、認定の区画(敷地内経路を含む)の位置、面積、形状に変更がなく、当該内部の変更を場合は、「仮使用認定手数料」の30%とする。
床面積の増加する部分がある場合は、上記手数料に増加する床面積による認定手数料を加算したものとする。
- 当該変更部分に「避難安全検証法等の審査」を要する場合は、1)により算出した額に、当該手数料を加算する。
- 以下に該当する場合は、上記によらず、30,000円とする。
 - 変更が軽微
 - 建築物外部(敷地)における経路部分の変更
 - 仮使用認定期間の変更

別表第7 確認検査業務出張交通費

区分	地域 受付した本社又は支店及び出張所からの距離	出張交通費(円)
地域:A	東京23区・札幌市・金沢市内	¥0
地域:B	東京23区・札幌市・金沢市外及び20km以内	¥2,000
地域:C	20kmを超え50km以内	¥8,000
地域:D	50kmを超え100km以内	¥15,000
地域:E	100kmを超え200km以内	¥25,000
地域:F	200kmを超え500km以内	¥30,000 + 交通手段による実費
地域:G	500kmを超え750km以内	¥35,000 + 交通手段による実費
地域:H	750kmを超える地域	¥40,000 + 交通手段による実費

※検査対象物の規模棟により、検査員が複数となる場合、出張交通費は検査員人数を上記費用に乗じたものとする。

別表第8 帳簿記載事項証明

証明書	手数料
1通につき	¥10,000

※上記の算定手数料は、非課税扱いとなります。